

工業用水のご利用案内

岡山県企業局



工業水の主な用途

工業水とは、製造業等に使用するための水で、工業の生産過程において直接使用する他に、原料容器の洗浄、工場内部の清掃、その他雑用にも使用できます。

工業水の水質

工業水のうち、浄水の水質は次のとおりです。

項目	基準
水温	常温
濁度	20度以下
水素イオン濃度	pH6.5以上8.5以下
電気伝導率	37mS/m以下



給水区域

岡山県企業局では、倉敷市、笠岡市、浅口郡里庄町、勝田郡勝央町へ工業用水を給水しています。

事業名	給水区域
水島工業用水道事業	倉敷市(水島臨海工業地帯、児島地区)
笠岡工業用水道事業	笠岡市・浅口郡里庄町
勝央工業用水道事業	勝田郡勝央町

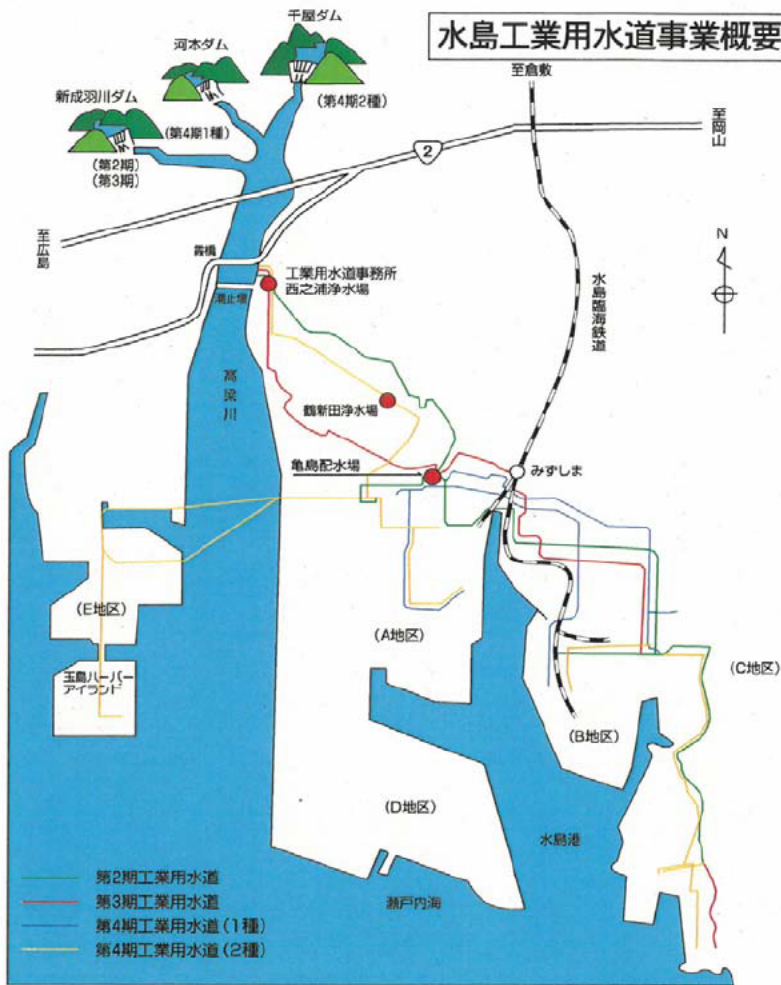
給水単価

(税抜)

(単位:円/m³)

区分	水質	基本料金	未達料金	特定料金	超過料金
水島第2期工業用水道事業	浄水	10.00	4.20	12.00	20.00
水島第3期工業用水道事業	〃	11.60	5.20	13.90	23.20
水島第4期工業用水道事業	1種	〃	8.30	16.30	27.20
	2種	水島地区	〃	10.50	24.60
		児島地区	〃	29.06	53.35
笠岡第1期工業用水道事業	浄水	24.50	12.00	29.40	49.00
	原水	20.10	9.30	24.10	40.20
笠岡第2期工業用水道事業	浄水	33.00	11.90	39.60	66.00
	原水	29.70	7.30	35.60	59.40
笠岡第3期工業用水道事業	浄水	45.00	40.85	54.00	90.00
	原水	28.49	15.46	34.19	56.98
勝央工業用水道事業	原水	35.00	11.80	42.00	70.00

水島工業用水道事業概要図



児島地区工業用水道概要図

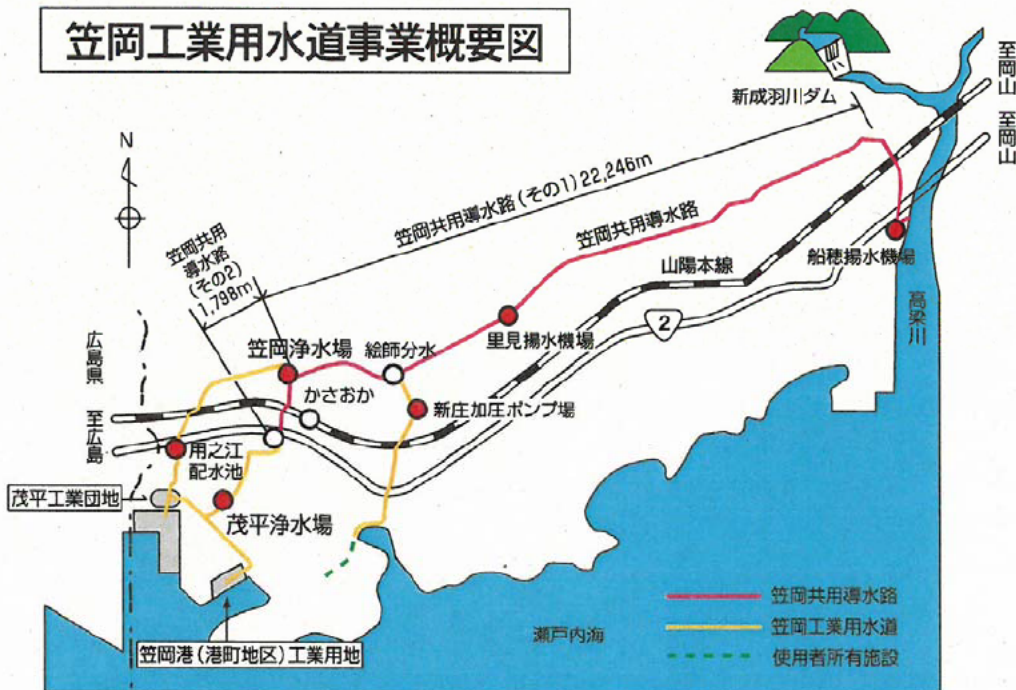
水島第4期工業用水道事業（2種児島地区）



勝央・新勝央中核工業団地概要図



笠岡工業用水道事業概要図

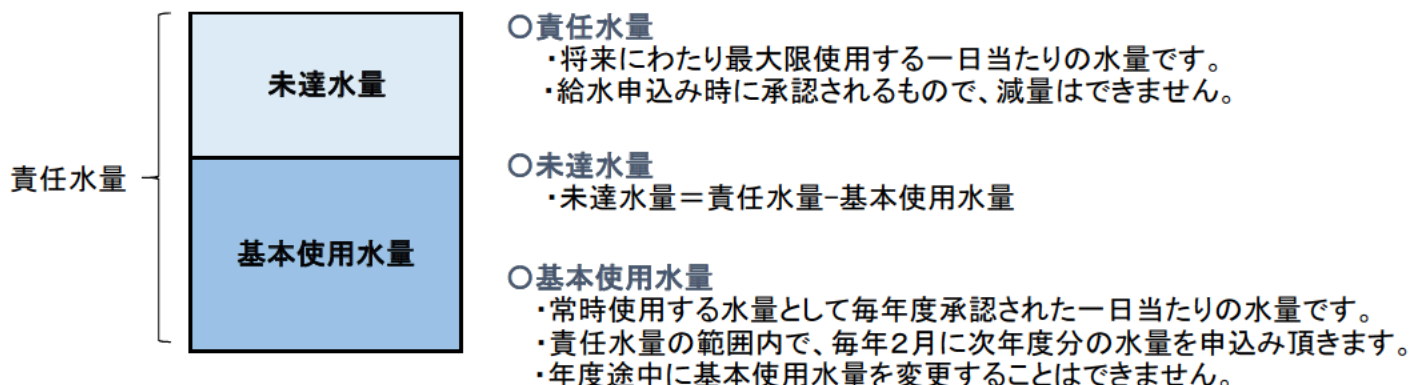


工業用水の料金について

1 料金の基本的な仕組み

工業用水のご利用に当たって、基本使用水量に相当する基本料金と、責任水量から基本使用水量を除いた未達水量に相当する未達料金をお支払いいただきます。

なお、使用した水量が基本使用水量を超えた場合は、その超過水量に相当する超過料金が必要となります。



(料金の基本的な構成)

$$\text{工業用水料金} = \text{基本料金} + \text{未達料金} + \text{超過料金}$$

2 特定使用水量の承認について

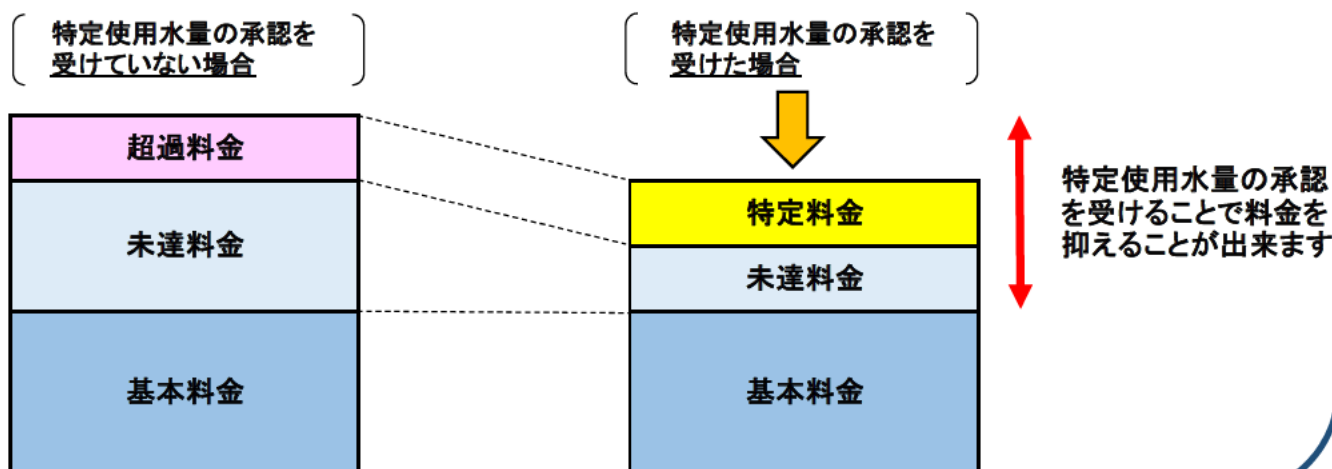
実際に使用する水量が基本使用水量の枠を超えることが予想される際は、事前に特定使用水量の申込みを行い、その承認を受けることで料金を抑えることができます。

ただし、次の場合は承認は出来ません。

- ・特定使用水量と基本使用水量の合計が責任水量を超える場合
- ・給水量に余裕が無い場合

特定使用水量の承認を受けるメリット

- ★ 特定使用水量については超過料金より安価な特定料金の単価が適用されます。
- ★ 未達料金を抑えることができます。



(特定使用水量の承認を受けた場合)

$$\text{工業用水料金} = \text{基本料金} + \text{未達料金} + \text{特定料金}$$

○ 料金の計算例

(前提条件)

◆事業区分	水島第4期工業用水道事業 2種水島地区
◆月の日数	30日
◆責任水量	2,000m ³ /日
◆基本使用水量	1,500m ³ /日
◆月間実使用水量	48,000m ³

特定使用水量の承認を受けていない場合

区 分	計 算 式	金 額
基本料金	基本使用水量 単価 $1,500\text{m}^3/\text{日} \times 30\text{日} \times 20.50\text{円}/\text{m}^3$	922,500円
未達料金	未達水量 単価 $(2,000 - 1,500)\text{m}^3/\text{日} \times 30\text{日} \times 10.50\text{円}/\text{m}^3$	157,500円
超過料金	超過水量 単価 $(48,000 - 1,500 \times 30\text{日})\text{m}^3 \times 41.00\text{円}/\text{m}^3$	123,000円
工業用水道料金	上記小計 消費税率 $1,203,000\text{円} \times 1.10$	1,323,300円

特定使用水量の承認を受けた場合

【承認内容： 特定使用水量:300m³/日(10日間)】

区 分	計 算 式	金 額
基本料金	基本使用水量 単価 $1,500\text{m}^3/\text{日} \times 30\text{日} \times 20.50\text{円}/\text{m}^3$	922,500円
特定料金	特定使用水量 単価 $300\text{m}^3/\text{日} \times 10\text{日} \times 24.60\text{円}/\text{m}^3$	73,800円
未達料金	未達水量 単価 特定使用水量期間外 $(2,000 - 1,500)\text{m}^3/\text{日} \times 20\text{日} \times 10.50\text{円}/\text{m}^3$	105,000円
	未達水量 単価 特定使用水量期間内 $(2,000 - 1,500 - 300)\text{m}^3/\text{日} \times 10\text{日} \times 10.50\text{円}/\text{m}^3$	21,000円
工業用水道料金	上記小計 消費税率 $1,122,300\text{円} \times 1.10$	1,234,530円

給水開始に伴う費用負担について

工業用水の給水を行うためには、専用配水管、給水施設、流末施設及び受水槽の設置が必要となります。設置に必要な調査や工事の費用については、利用者に負担していただきます。

○専用配水管

新規給水に伴い、新たな配水管(専用配水管)を布設する際は、岡山県企業局が施工し、工事に要する費用を利用者に負担していただきます。(中小企業の方には負担軽減制度があります。)

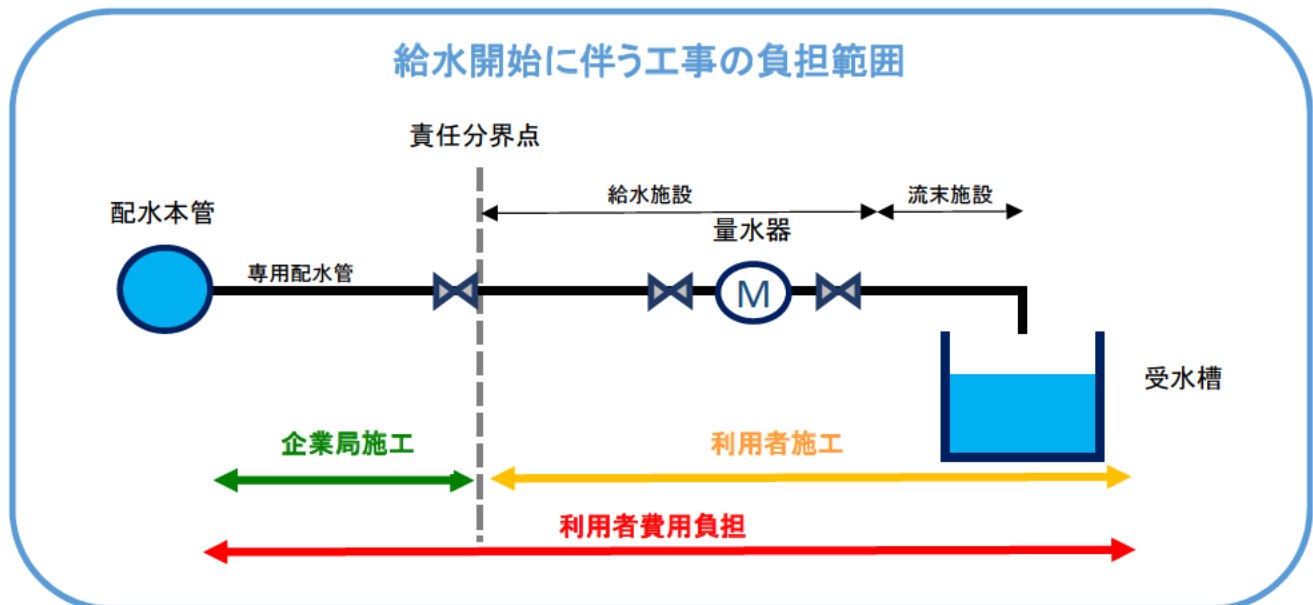
○給水施設、流末施設及び受水槽

利用者敷地内の給水施設、流末施設及び受水槽については、利用者の負担で、利用者に施工していただきます。

なお、給水施設、流末施設及び受水槽の設置に関しては、「工業用水道給水施設及び流末施設管理基準」に適合した施設を整備していただく必要があります。



工業用水道給水施設及び流末施設管理基準



量水器

給水開始までの主な流れ

○お気軽にご相談ください。

工業用水の使用用途、給水量、給水開始時期等についてご相談ください。
給水が可能であるか確認させていただきます。

連絡先:岡山県企業局 総務企画課 経営推進室 TEL (086)226-7545



○工業用水の給水申込み

給水可能な場合、「工業用水給水申込書」を提出してください。
内容を確認させていただき、承認については「工業用水給水承認書」により通知させていただきます。
なお、下記「※給水申込みにあたっての注意」をご確認下さい。



○「工業用水給水に伴う配水管設置等に関する覚書」の取り交わし

「工業用水給水に伴う配水管設置等に関する覚書」を取り交わしていただきます。



○給水流末施設の工事施行申請

給水管、量水器及び受水槽等の設置にあたり、「工事施工申請書」を提出してください。
内容を確認させていただき、承認については「工事施工承認書」により通知させていただきます。



○給水流末施設の工事完了

給水管、量水器及び受水槽等の設置工事完了後、「工事完了届」を提出してください。
担当者が現地確認を行った上で「工事完了確認書」を交付します。



○基本使用水量の申込み

「基本使用水量申込書」に当該年度の申込み水量を記入し、提出して下さい。
決定内容については「基本使用水量決定通知書」により通知させていただきます。



○工業用水道使用開始

「工業用水道使用開始届」に必要事項を記入の上、提出して下さい。
日時を調整の上、担当者がバルブの開栓を行います。

※ 給水申込みにあたっての注意

- ・給水承認後の責任水量の減量等はありません。
- ・ただし、工場の閉鎖や業態変更等に伴い、将来に亘って工業用水を使用することがなくなると認められる場合に限り、給水承認取消負担金をお支払いいただくことを条件に給水承認を取り消しています。



工業用水道に関するお問い合わせは

岡山県企業局

〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36
TEL (086)226-7545 FAX(086)223-2584
<http://www.pref.okayama.jp/>
e-mail:kigyokyoku@pref.okayama.lg.jp

工業用水道事務所

〒712-8001 倉敷市連島町西之浦5912-3
TEL (086) 446-2441 FAX (086) 448-3252
e-mail:kousui@pref.okayama.lg.jp